

## 役員の資格および責務基準

平成 28 年 1 月 22 日 制定

- \* 県民の健康福祉向上に寄与できる者
- \* 定款及び規程を理解している者
- \* 理事会に出席可能な者
- \* 正会員を3年以上継続している者
- \* 過去1年間、会費滞納を行っていない者（会費納入期限9月30日までに入金している者）
- \* 会費免除を受けていない者
- \* 情報漏洩を行わない者
- \* 自主性を持ち活動できる者